那覇市有料広告郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市契約規則(平成26年規則第59号。以下、「規則」という。)第12条第2項の規定に基づき、本市の有料広告に関する郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象となる契約)

第2条 この要領で郵便入札の対象となる契約は、広報紙等の有料広告売 買について行う一般競争入札により締結する契約とする。

(入札書等の郵送)

- 第3条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書その他当該入札の公告等で指定する書類(以下「入札書等」という。)を一般書留や簡易書留等、配達過程がわかる郵送方法により、公告等において指定する期日までに入札執行課宛に到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。
- 2 入札書等を郵送する場合は、次のとおりとする。
- (1) 中封筒・表封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書等を入れた中封筒にあっては、入札件名及び入札参加者の商号又は名称を記載するとともに貼り付け部分を入札参加者の使用印(使用印鑑届で予め使用印として届出がなされた印をいう。)で割印をし、「入札書在中」と朱書きの上、封かんする。
- (3) 表封筒にあっては、次に掲げるものを封入し、送付先(入札執行課名等)、入札件名、入札日、入札参加者の住所及び商号又は名称 を記載し、「入札書在中」を朱書きの上、郵送するものとする。
 - ア 前号の中封筒
 - イ 内訳書等(公告等において入札時に提出する必要がある場合に限 る。)

- 3 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。
- 4 第1項ただし書きにより持参する場合は、表封筒は不要とする。

(入札書等の保管等)

- 第4条 入札執行課は、入札書等が到達したときは、表封筒を開封して入 札書等を封かんした中封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管 しなければならない。
- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者が当該入札を辞退するときは、郵送又は持参により入 札辞退届を提出しなければならない。

(開札)

- 第6条 郵便入札の開札の執行にあたっては、予め指定した日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ、開札するものとする。
- 2 第1回目の入札で落札者が決定せず、再度の入札を行う場合は、入札 執行者が別途指定する期限までに入札書を郵送又は持参しなければな らない。
- 3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いると きは、くじにより落札者を決定するものとする。くじは、当該入札事 務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第7条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第8条 入札執行課は、郵便入札により落札者を決定した場合は、当該入 札の応札者に対しその旨を通知するとともに、インターネット等によ り入札結果を閲覧に供するものとする。

(異議の申立)

第9条 入札参加者は、郵便事故等により入札書等が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年2月9日から施行する。